平成27年(対第19号 請求異議控訴事件 平成30年7月30日言渡し 控訴人 国

被控訴人 宇土勉ほか50名

判決要皆

【事案の概要】

本件は、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業を行う控訴人が、佐賀地 方裁判所平成20年6月27日判決及び福岡高等裁判所平成22年12月6日判決 (以下、これらを「本件確定判決」という。)によって、諫早湾干拓地潮受堤防の 北部排水門及び南部排水門の開放を求める請求権(以下「本件開門請求権」とい う。)が認容された者らを被告として、本件確定判決による強制執行の不許を求め た事案である。

【主文の要旨】

- ・ 原判決中被控訴人らに関する部分を取り消す。
- 本件確定判決によって開門請求が認められた被控訴人らから控訴人に対する、本件確定判決に基づく強制執行は、これを許さない。
- 本件確定判決によって開門請求が認められた被控訴人らから控訴人に対する。本件確定判決に基づく強制執行は、これを停止する。

【争点】

本件の争点は、控訴人が主張する異議事由のいずれかが認められるかである。

【当裁判所の判断】

争点(4) (被控訴人らの本件開門請求権の前提となる漁業行使権及び共同漁業権の 消滅) について検討する。

1 明治43年に全面改正された漁業法(明治43年法律第58号)においては、 先願主義と更新制度の下において、おびただしい空権の発生のほか漁場の利用関係が固定化するなどの弊害が生じていたものであり、これを受けて、昭和24年 に改正された漁業法は定置漁業権及び共同漁業権についての延長制度を廃止し、 昭和37年漁業法改正は、残存していた区画漁業権についての延長制度も廃止す るに至ったものである。

2 上記のような経緯を経て、現行漁業法は、漁業権の設定について、十分な調査研究と技術的検討を加えた上で、漁業者らの要求を基礎とし、漁場の合理的利用を図るため、あらかじめ漁場の利用計画(漁場計画)を樹立し、それに従って漁業権の免許を申請させ、申請者の適格性を審査し、優先順位に従った上で、最も高度に漁場を使用する者に免許するという漁場計画制度を採用している(同法10条、11条)。そして、現行漁業法は、漁業権の存続期間を法定し、共同漁業権については10年を存続期間として定めており、その延長を認めていない(同法21条)ところ、これは、漁業権の内容の固定化を防ぎ、海況の変化、技術の進歩に応じて最も合理的な漁業権の内容とし、かつ、漁業権の主体を特定の者に固定させることなく、常に最も高度に漁場を使用する者に免許するようにするために、都道府県知事において、一定の期間ごとに漁業権の内容及びその行使主体を再検討する機会を設けたものと解される。現行漁業法は、これらにより、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させることを図ったものと解される。

さらに、現行漁業法は、一旦付与された共同漁業権についても、公益上必要があると認めるときは、都道府県知事が、当該共同漁業権の行使の停止のみならず、その変更や取消しをすることも認めている(同法39条)。

3 そして、海は、古来より自然の状態のままで一般公衆の共同使用に供されていたところのいわゆる公共用物であるところ、漁業法は、都道府県知事が、法定の資格を有する者に限り、物権とみなされる漁業権を付与することとしている。そうすると、漁業権は、物権とみなされる財産権であるが、行政庁の免許という行政行為によって設定される権利といえ(同法10条)、免許されない限り、権利自体が発生することはない。また、他の多くの財産権と異なり、その存続期間が法定され、期間の経過により免許の効力が失われれば、権利自体も消滅する性質のものと解される。漁業権が存続期間の経過により消滅することは、現行漁業法における漁業権の本質的な内容というべきである。

- 4 以上のような、漁業法の改正経緯(特に漁業権免許の延長制度が廃止された経 は、現行漁業法の規定の内容、趣旨、漁業権の性質、内容等の事情を総合考慮 すれば、漁業協同組合等に対して免許された共同漁業権は、法定の存続期間の経 過により消滅すると解すべきであり(最高裁昭和60年(対第781号平成元年7 月13日第一小法廷判決・民集43巻7号866頁参照)、当該共同漁業権の消 滅後に当該漁業協同組合等に対して新たに免許された共同漁業権は、飽くまでも その免許によって設定された新たな権利であり、当該共同漁業権とは別個の権利 であって法的な同一性を有するものではないと解するのが相当である。
- 5(1) 本件確定判決の口頭弁論終結時点における被控訴人らの本件閉門請求権及び 漁業行使権が由来する。佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所、島原漁業協同組 合及び有明漁業協同組合(以下「本件各組合」という。) に免許された5つの 共同漁業権(有共第1号, 南共第7号, 南共第8号, 南共第10号, 南共第7 9号) は、前記のとおり、いずれもその免許期限である平成25年8月31日 が経過している。

そうすると、上記5つの共同漁業権は、いずれも本件確定判決の口頭弁論終結(平成22年8月9日)後である平成25年8月31日の免許期間の経過により消滅したものと認められる。

(2) そして、漁業行使権は、共同漁業権を前提として共同漁業権の付与された漁業協同組合等の定める漁業権行使規則に定める資格要件を満たした組合員において初めて有するいわゆる社員権的権利であって、共同漁業権から派生する権利である以上(漁業法8条1項、前掲最判参照)、本件各組合が有する上記5つの共同漁業権の消滅により、これに由来する被控訴人らが有する漁業行使権もそれぞれ消滅したものである。次に、物権的請求権は物権の円満な支配の実現のために認められるものであるから、物権が消滅すれば、物権的請求権も消滅すると解すべきところ、漁業行使権に基づく開門請求権は、物権に基づく物権的請求権の性格を有するものであるから、その前提となる漁業行使権が消滅すれば、当然に物権的請求権である開門請求権も消滅することとなる。

以上によれば、本件確定判決の口頭弁論終結後に被控訴人らの本件別門請求 権が消滅したことが認められ、これが異議事由となることは明らかである。